

令和 8 年度

中小企業経営強化支援事業補助公募要領



令和 8 年 5 月 長崎県西海市

1. 事業目的

地域産業の振興や雇用の場として大きな役割を担っている中小企業者及び創業者の経営力向上を図ることを目的とする。

2. 募集期間

令和 8 年 5 月 1 日（金）～ 7 月 17 日（金） 17 時商工観光課必着

※応募書類の必着期日になりますのでご注意ください。

3. 補助対象者

- ・ 中小企業基本法で規定する中小企業者
- ・ 産業競争力強化法で規定する創業者

4. 事業の実施要件

中小企業経営強化支援事業を実施する者は、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 市内に工場、事務所又は店舗を有し商工業を営む中小企業者であること。
- ② 個人事業主の場合（当該事業者が、西海市内で生産された製品の仕入れ及び販売を行う直売所の代表者である場合を除く。）は、代表者が西海市内に居住していること。
- ③ 法人の場合は、本社又は主たる工場、事務所又は店舗が西海市内に所在していること。
- ④ 創業者にあっては特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたもの又は当該補助金による事業完了までに証明を受ける見込みのあるもの。かつ補助事業期間の終了日までに開業（法人設立を含む）していること。
- ⑤ 西海市商工会の支援を受けて事業計画書及び収支予算書を作成すること。
- ⑥ 市税に未納がないこと。
- ⑦ 補助金交付後、3年以上の事業継続が見込まれること。
- ⑧ 補助を受けようとする年度の前年度において、本補助金の交付対象となっていないもの。
- ⑨ 西海市暴力団排除条例（平成 24 年西海市条例第 20 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に該当しないこと。
- ⑩ 補助対象事業費が 20 万円以上の事業であること。
- ⑪ 審査会に出席し、計画説明ができること。

5. 事業計画期間

中小企業経営強化支援事業の令和 8 年度にかかる事業計画期間は、交付決定日から、最長令和 8 年 12 月 31 日までの期間です。補助金交付を受ける期間の事業計画を提出下さい。

6. 補助対象事業及び対象経費

(1) 補助対象事業

- ①事業規模の拡大
- ②生産性の向上
- ③業務の効率化
- ④店舗魅力向上

(2) 対象となる経費

①施設の改修費又は機械装置等設備費

施設の改修費又は機械、装置、器具、備品その他設備の設置・購入費(設置、据付工事を含む)

②工事費

上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費

③解体・処分費

上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用

<対象外>

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費
- ・土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費
- ・消耗品の購入に要する経費

7. 補助対象事業費の上限額

補助額の上限は 50 万円とします。(補助対象経費の 2 分の 1 以内)

ただし、松島、江島、平島に本店又は主たる事業所を有する事業者にあつては補助対象経費の 4 分の 3 以内の額とし、上限額を 75 万円とします。

8. 事業計画書の作成

事業実施者は、事業計画書に事業内容や達成計画などを記載して下さい。

9. 審査選定

応募者からの事業計画等の提出書類の申請を受けて、西海市において審査委員会を開催し、応募者から計画について説明を受けます。

その際、事業性、成長性、継続性が見込まれるかどうかを審査し、最終的に、市長が事業採択を行い、採択の可否を書面で通知します。

※不採択理由の開示は行いません。

10. スケジュール

・ 令和 8 年 7 月 17 日（金）（17 時）	募集期限
・ 令和 8 年 7 月 28 日（火）	審査会 ※審査時間は申請受付後に通知
・ 令和 8 年 8 月 7 日（金）	審査結果通知
・ 令和 8 年 8 月 14 日（金）（17 時）	正式申請期限（採択者）
・ 令和 8 年 8 月 21 日（金）	交付決定通知
・ 交付決定日～令和 8 年 12 月 31 日（木）	事業期間

11. 事業実績報告書の作成

採択された事業実施者は、事業実施期間を含めて 3 年間の事業実施状況について実施状況報告書に記載し、報告する必要があります。

12. 応募手続き

中小企業経営強化支援事業にかかる応募書類や手続きは以下のとおりです。
なお、応募書類については、西海市商工会と打合せのうえご提出ください。

（１）提出書類

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③その他事業 PR 資料（任意）

（２）提出先

〒857-2302 西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2278-2
西海市役所 商工観光課 商工観光班

（３）提出方法

郵便若しくは直接ご持参ください。

○お問い合わせ先

西海市役所 商工観光課 商工観光班（担当：中村）

TEL：0959-37-0064

FAX：0959-37-0220

E-mail：machidukuri@city.saikai.lg.jp

【事業計画書】

● 事業者概要

事業所名（屋号）			主たる業種	
代表者氏名			決算期	月期
消費税の区分		右記のいずれかに○	一般課税	一般課税以外
主な商品・サービス			資本金又は出資の額	円
常時雇用従業員数		人	パート・アルバイト数	人
連絡担当者	氏名		役職	
	電話番号		携帯電話番号	
	FAX 番号		e-mail アドレス	

● 事業状況

事業の状況	
自社の強み (商品・サービスなど)	
自社の課題	

● 事業計画

事業名 (30 文字以内)	
事業期間	交付決定日 ～ 年 月 日
事業目的 (該当に○)	DX 推進 ・ 創業 ・ 一般
具体的な 取組内容 (選択した事業目的との 関連性がわかるように記入)	

●目標値の達成計画

設定項目	現状値	目標年度	目標値
営業利益		年度	
		年度	
		年度	

※1 上記目標年度は事業所の会計年度を指します。

※2 個人の場合は、売上から売上原価と経費を除いたものをご記入ください。

●実施事業の推進スケジュール

項目	8月	9月	10月	11月	12月
業者との打合せなど					
工事発注・完成 設備購入 など					
業者への支払い					
実績報告書提出					

※おおまかな時期を → で表示してください

【収支予算書】

※消費税一般課税事業所は税抜き金額で記載して下さい。

●収入

(単位：円)

科目	金額	備考
市補助金		補助対象経費の 1/2 以内 (上限 50 万円)、ただし松島、江島、平島においては 3/4 以内 (上限 75 万円) ※1,000 円未満切り捨て
自己資金		
補助合計		

●支出

(単位：円)

科目	金額	(うち補助金額)	積算根拠
施設改修費又は 機械装置等費			
工事費			
解体・処分費			
合計			補助対象経費の 下限 20 万円

【対象となる「中小企業者」「創業者」の定義】	
中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)で規定する中小企業者 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業者	
【対象となる事業】	
事業規模の拡大	高機能な機械設備等の導入に伴う購入費など 省力化のための設備等の導入に伴う購入費など 店舗改修、魅力向上に繋がる備品の購入など
生産性の向上	
業務の効率化	
店舗の魅力向上	
【対象となる経費】	
施設改修費又は機械装置等費	施設の改修費又は機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費 (設置、据付工事を含む)
工事費	上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費
解体・処分費	上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用
対象外	・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費 ・土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費 ・消耗品の購入に要する経費